

春日部市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 7 年 3 月

春 日 部 市

目 次

第1章	はじめに	1
1	背景	1
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成	2
第2章	対策の基本方針	4
1	目的及び基本的な戦略	4
2	対策の基本的な考え方	6
3	実施上の留意点	7
4	発生時の被害想定等	8
5	役割分担	10
6	発生段階	12
7	行動計画の主要6項目	14
8	緊急事態宣言時の措置	19
第3章	発生段階別の対応	20
1	未発生期（国内・海外未発生）	21
2	海外発生期	25
3	国内発生期（市内・県内未発生）	28
4	市内・県内発生早期	32
5	市内・県内感染拡大期	38
6	小康期	44
【参考資料】		
埼玉県インフルエンザ等対策行動計画（平成26年1月）より抜粋		
別表1	特定接種の対象となり得る業種・職務について	48
別表2	病原性による医療の対策の選択について	55
用語解説		56

第1章 はじめに

1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスの型が大きく変わることにより、10年から40年の周期で発生している。これまでに、大正7年（1918年）に「スペイン・インフルエンザ」、昭和32年（1957年）に「アジア・インフルエンザ」、昭和43年（1968年）に「香港インフルエンザ」が世界的に流行した。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。

国は、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に行うため、平成17年11月に「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や地方公共団体が実施する具体的な対応策を定めた。また、埼玉県（以下「県」という。）も、国の行動計画を踏まえて、同年に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、平成20年5月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」（以下「感染症法」という。）で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に国の行動計画が改定された。

平成21年（2009年）には、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、WHOは、同年6月警戒レベルをフェーズ6に引き上げて「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言した。

新型インフルエンザ（A/H1N1）は、病原性が季節性並みのインフルエンザではあったが、国内でも感染が拡大し、1年余で約2千万人がり患したと推計され、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られた。

また、近年、東南アジアなどを中心に、鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染し、鳥インフルエンザ（H5N1）を引き起こし死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスの型が大きく変わることにより、人から人への持続的な感染が発生することが懸念されている。

本市においては、平成21年に流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）の特徴も踏まえ、平成21年11月に「春日部市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、国及び県は、従前の行動計画における高病原性の新型インフルエンザへの対応に加え、重症度に応じた柔軟な対策が実施できるよう、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画を見直した（本市においては、病原性の程度や重症度に応じた柔軟な対応をすることとしているため見直しは行わなかった）。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成25年4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

(2) 市行動計画の作成

国は、平成25年6月、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、県は、特措法第7条第1項の規定により、平成26年1月、政府行動計画に基づき「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

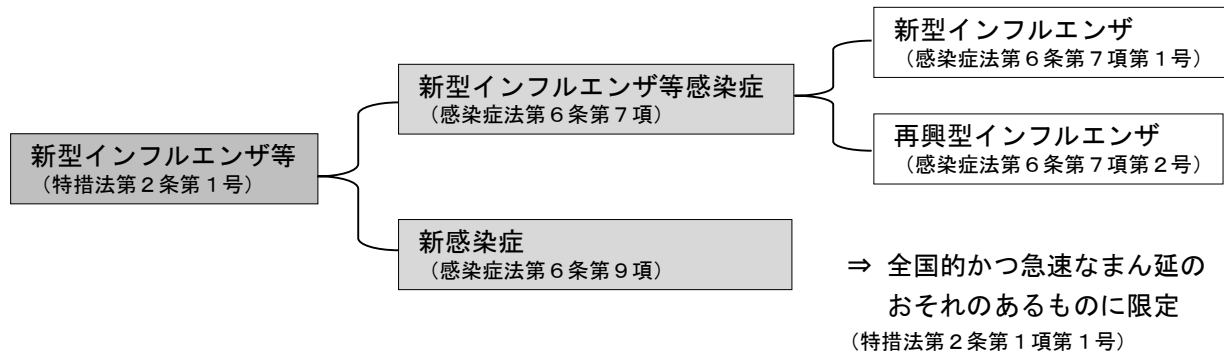
市は、それにあわせて、特措法第8条に基づき、国及び県の行動計画との整合性を図りつつ「春日部市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。

市行動計画は、春日部市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進や住民接種の実施に関する事項、市が実施する措置等を示すものである。

(3) 市行動計画の対象

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。



※ なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、これまでも鳥インフルエンザが鳥から人に感染している例は多く見られる。特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として県が実施する「国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」（『県行動計画』92～94 頁）に基づき、県と連携し対策を講じる。

（４） 市行動計画の見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、国や県の行動計画が見直された場合などは、必要に応じ適時適切に市行動計画の変更を行う。

2章 対策の基本方針

1 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期や地域、病原性・感染力を予測することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国内や本市への侵入は避けられず、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響をもたらすことが予測される。

本市では、平成21年（2009年）に流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、適切な医療サービスの確保、安心・安全な市民生活の確保を念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていくものである。

（1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

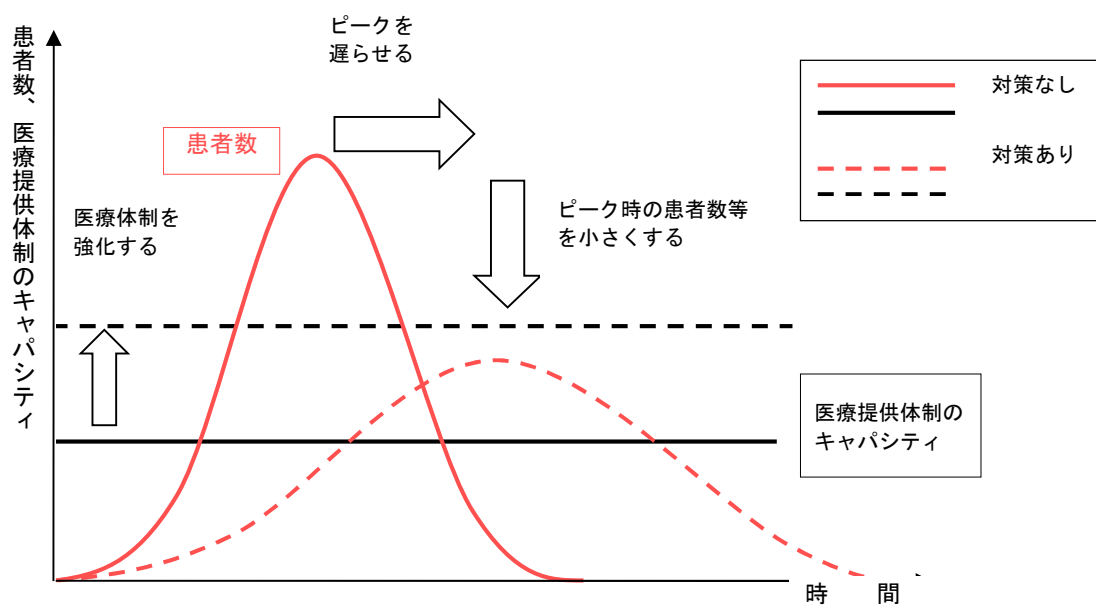
- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、及び、医療体制の強化により、患者数等が医療サービスの提供能力を超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（2）市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ① 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- ② 業務継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【参考：県行動計画より】

＜対策の効果（概念図）＞



2 対策の基本的な考え方

（１）病原性（重症度）の程度に応じた対策

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A／H1N1）では、病原性の低いインフルエンザへの対策が必要であったが、当時の国の行動計画では適合しない点も多くあった。この経験を踏まえ、市行動計画は、病原性が低い場合等さまざまな状況で対応できる対策を示し、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴や流行の状況、対策の有効性等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

（２）社会全体での取組

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を含めて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどについても積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のキャパシティ超過や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い・うがい等の、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要である。

（３）新感染症への対応

平成15年に発生したSARSのように、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症（当時）については、市行動計画に掲げた対策のうち、接種等以外の公衆衛生対策中心に対処する。

3 実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に対策を実施する場合においては、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、以下の対策の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- ① 医療関係者への医療等の実施の要請・指示
- ② 不要不急の外出の自粛要請
- ③ 学校、興行場等の使用等制限等の要請・指示
- ④ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用
- ⑤ 緊急物資の運送・収用
- ⑥ 特定物資の売渡しの要請・指示

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されているが、どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、春日部市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

4 発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。(り患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定し、米国疾病予防管理センター(Centers for Disease Control and Prevention)により示された推計モデル(FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月)を用いて被害規模が推計されていると考えられる。)

国・県の被害想定を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

	春日部市		埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約2万4千人～約5万人		約75万人～約140万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約1,050人	約4,000人	約3万人	約11万人	約53万人	約200万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約350人	約1,300人	約9,500人	約36,000人	約17万人	約64万人

※ 政府行動計画の入院患者数、死亡者数は、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、被害想定を行っている。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ この推計は、今後も適宜見直すことがある。

(2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ① 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤となる。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国
地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。 【新型インフルエンザ等発生前】 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進 【新型インフルエンザ等発生時】 - 政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進 - 医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施
(2) 県
特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。 新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。 【新型インフルエンザ等発生時】 - 県対策本部等を設置 - 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携 - 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供 - 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進
(3) 市
市民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、まん延防止策の実施、市民に対するワクチンの接種や市民の生活を支援する。 【新型インフルエンザ等発生時】 - 市対策本部の設置 - 要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施 - 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と連携
(4) 医療機関
【新型インフルエンザ等発生前】 - 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策 - 必要となる医療資器材の確保

・ 診療継続計画の策定 ・ 地域における医療連携体制の整備 【新型インフルエンザ等患者発生時】 ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携 ・ 発生状況に応じて医療を提供
(5) 指定（地方）公共機関
医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。 ・ 特措法に基づき業務計画を作成 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 新型インフルエンザ等対策を実施 ・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
(6) 登録事業者
医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 国の指示により臨時に予防接種を実施 ・ 事業活動の継続 ・ 発生前から、職場における感染対策の実施 ・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施
(7) 一般の事業者
新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 一部の事業を縮小 ・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底
(8) 市民
日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手 ・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なる。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類している。

県では、地域の状況に応じ医療提供や感染対策等について、国の分類に基づき発生段階を6段階と定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が定める。

国においては、緊急事態宣言の指定区域の最小単位を原則として都道府県を想定していることから、市行動計画で定める発生段階は、県行動計画で示されている発生段階に準じて分類する。

国、県、市、関係機関等は、行動計画等で示された対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

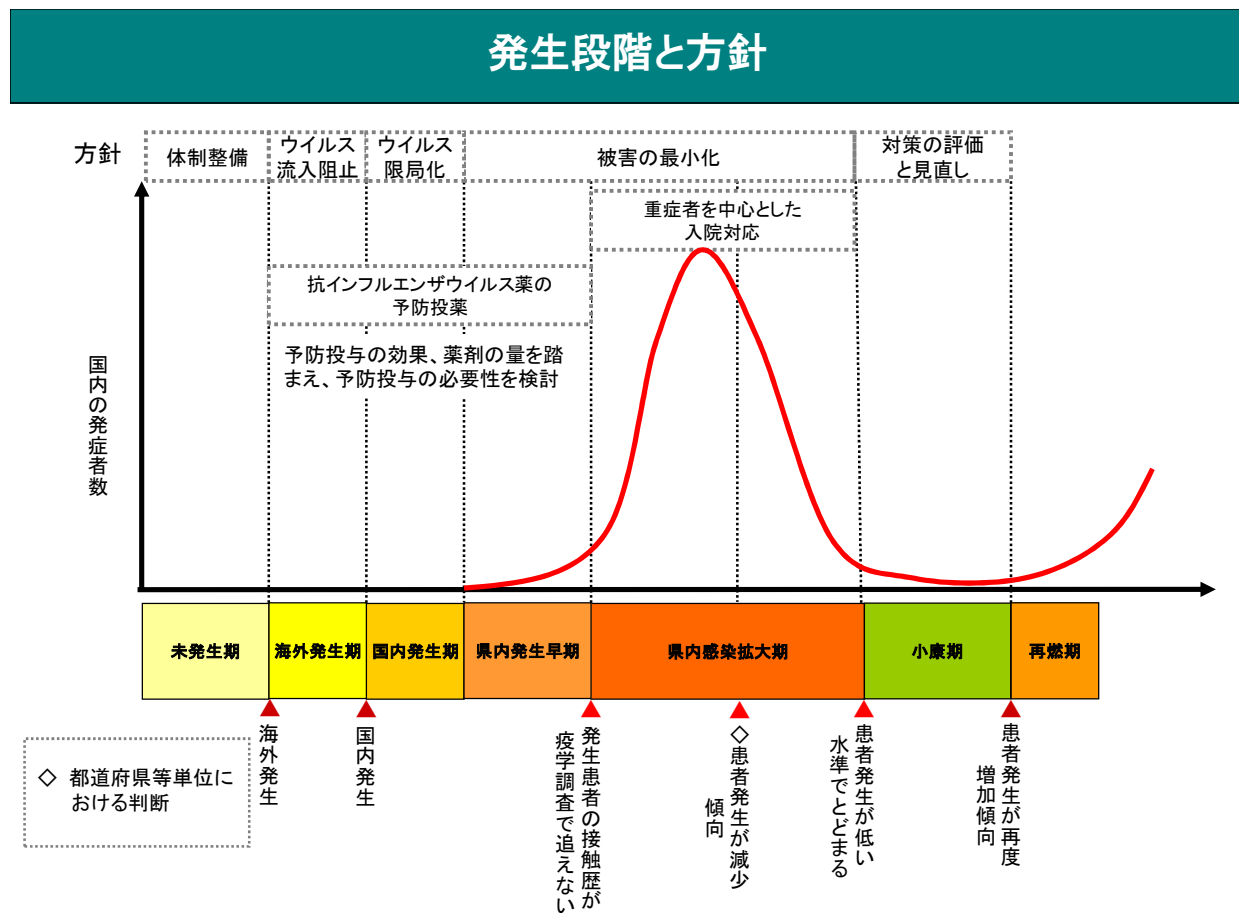
春日部市の行動計画における設定

春日部市の 発生段階	状 態	埼玉県の 発生段階
1 未発生期 (国内・海外未発生)	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未 発 生 期
2 海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海 外 発 生 期
3 国内発生期 (市内・県内未発生)	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、市内の発生がない状態	国 内 発 生 期
4 市内・県内 発生早期	市内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県 内 発 生 早 期
5 市内・県内 感染拡大期	市内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	県内感染拡大期
6 小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小 康 期

※1 これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※2 市内・県内発生早期及び市内・県内感染拡大期に係る対策については、市内の状況にかかわらず、他市・隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

【参考：県行動計画より】



7 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、市行動計画は、その目標と活動を「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集・提供」、「(3) 予防・まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。

また、政府対策本部長が県内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針及び県行動計画及び市行動計画に基づき、必要に応じた措置を講じる。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等の発生に対応するため、発生段階に応じた危機管理組織を整備する。新型インフルエンザ等の発生は生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞をまねくことが危惧されており、市の危機管理として全庁的に取り組む必要がある。担当部署である、健康に関わる部門と危機管理部門が中心となり、各部署が協力して全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

① 発生前の体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ適切な対応ができるよう、市行動計画の十分な周知を行う。

庁内各部署においては、県や関係機関等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

② 発生時の体制

(a) 新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等が海外で発生した際には、健康に関わる部門の長を座長とする「春日部市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「市対策連絡会議」という。）を必要に応じて開催し、庁内一体となった取組みを推進する。

(b) 春日部市新型インフルエンザ等対策本部

埼玉県を対象区域として、緊急事態宣言が発出された場合には、特措法第34条及び春日部市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、直ちに、市長を本部長とする、「春日部市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置する。

また、発生時には、医学・公衆衛生学等の有識者の意見を専門家会議等を開催するなどして適宜聴取する。

なお、緊急事態宣言が発出される前においても、必要に応じて、任意の市対策本部を設置する。

（２）情報収集・提供

新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を速やかにとるため、常に、国、県及び医師会等が発信する情報収集に努めるとともに、緊急時にも正確かつ円滑に情報の共有化が図れるよう、関係機関との連絡体制を整備する。

また、収集した情報については、新型インフルエンザ等の感染防止、拡大防止の観点から、適宜、市民への情報提供を行い、市民の安全確保及びパニックの防止に努める。

なお、情報提供に当っては、相談窓口の開設、報道機関等への情報提供を図るとともに、広報かすかべ、市公式ホームページ、チラシなど、複数の広報媒体を効果的に活用し、周知に努める。

（３）予防・まん延防止

① 予防・まん延防止の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止の目的は、１）流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、２）流行のピークの受診者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることである。

② 予防・まん延防止対策

（a）個人における対策

市内・県内発生早期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県と連携し必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

（b）地域対策・職場対策

国内発生期から、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、市はその対策の実施に協力する。

(4) 予防接種

① ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限に留めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウィルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限定して記載する。

② 特定接種

(a) 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(b) 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ウ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種の対象となり得る者として政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、本市に係るものは、別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について（p48～54）のとおりである。

(c) 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

(d) 特定接種の登録

本市は、県とともに、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

(e) 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となる。

新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属する県又は市を実施主体として接種を行う。

③ 住民接種

(a) 臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの市民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

この場合、原則として集団的接種を行うこととし、全市民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

(b) 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、市民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、全市民が接種することができる体制の構築を図る。

(c) 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）

イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

(d) 住民接種の接種体制

市民に対する予防接種は、市が実施主体として、原則として集団的接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図る。

④ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされている。

(5) 医療

医療体制の維持・確保には、県と医療機関との連携が必須である。本市における流行状況や地域の実情について、医師会・歯科医師会・薬剤師会等からの情報を迅速に収集し、県と情報共有を図っていく。また、県が行う医療体制の整備及び周知に協力するとともに、市立病院との連携に努める。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。死者や重症者の発生率が高い場合には、急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患等によって最大で従業員の40%程度が欠勤することも想定されている。

このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の市民生活が維持できるよう、市は、要援護者への生活支援、遺体の埋火葬に関する措置、水の安定供給に関する措置を行う。

一方、こうした場合、不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、縮小することも望まれる。

8 緊急事態宣言時の措置

政府対策本部は、新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすと認められるとき、期間・区域を示して緊急事態宣言を行う。

緊急事態宣言がされたときは、特措法の規定により、市対策本部の設置、不要不急の外出自粛等の要請や、学校・社会福祉施設等の使用制限の要請、市民に対する予防接種の実施、要援護者への生活支援等の措置を実施する。

第3章 発生段階別の対応

発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっている。発生段階ごとの対策はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

発生段階ごとの対策の概要

	1未発生期	2海外発生期	3国内発生期	4市内・県内発生早期	5市内・県内感染拡大期	6小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（市内は未発生）	市内又は県内で発生（患者の接触歴を確認）	市内又は県内でまん延（接触歴を把握不可）	患者発生が減少
対策の目的	・発生に備えた体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・市内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活、経済の回復 ・流行の第二波への備え
実施体制			①市対策本部の設置			市対策本部廃止
			国が緊急事態宣言			
情報収集・提供	発生状況の情報収集					
			②電話相談窓口の設置			
まん延防止・予防			基本的感染対策（マスク着用等）の周知			
			③不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限			
予防接種		④特定接種（予防接種業務従事者等への先行的接種）		⑤住民接種（市民を対象に集団接種を実施）		
医療	県・市立病院と連携して医療体制を確保					
市民生活及び地域経済の安定の確保			⑥要援護者への生活支援等			
			⑦水の安定供給			
			⑧生活支援物資等の価格の安定等の要請			

1 未発生期（国内・海外未発生）

状況：
・ 新型インフルエンザが発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的：
1) 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、国・県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を行う。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、情報提供を行う。

(1) 実施体制

① 市行動計画等の見直し

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた、市行動計画・業務継続計画を必要に応じて見直していく。

② 体制の整備

新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から、国、県、市、指定（地方）公共機関は、情報交換、連携体制の確認を行う。また、訓練を実施する。

③ 関係機関との連携強化

医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を図る。

(2) 情報収集・提供

① 情報収集

県、保健所から新型インフルエンザ等の対策や医療に関する情報を収集する。

② サーベイランス

県が行う、サーベイランス（学校等における集団発生のほか、重症者及び死亡者等の情報の把握）に協力し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

③ 継続的情報提供

(a) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市公式ホームページ等を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

(b) マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

④ 体制整備等

(a) 新型インフルエンザ発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

(b) 一元的な情報提供を行うため、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。

(c) 県や関係機関とメールや電話を利用し、緊急に情報を提供できる体制を構築する。

- (d) 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

(3) 予防・まん延防止

① 個人における対策の普及

- (a) 県、学校、保育施設、福祉施設、事業者等とともに基本的な感染対策の普及を図る。
- ・マスク着用
 - ・咳エチケット
 - ・手洗い
 - ・うがい
 - ・人混みを避ける等

- (b) 自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

(4) 予防接種

① 特定接種

- (a) 国（厚生労働省）が行う特定接種の基準に該当する事業者の登録に関する周知に協力する。

- (b) 特定接種の対象となる市職員をあらかじめ決定し、集団接種の体制を整備する。

② 住民接種

- (a) 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項又は第3項に基づき、本市区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

- (b) 円滑な接種実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する本市以外の市町における接種を可能にするよう努める。

- (c) 速やかに接種することができるよう、国の示す接種体制のモデルを参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

（５）医療

県が保健所の所管区域を単位とし、地域別対策会議を開催する等、医療関係団体等と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を検討することについて、協力する。

（６）市民生活及び地域経済の安定の確保

① 要援護者への生活支援の準備

まん延時における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておく。

② 火葬能力の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

③ 物資及び資材の備蓄

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備の整備を図る。

2 海外発生期

状況：
・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内で新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的：
1) 国内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 国が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。 3) 万一、市内で発生した場合に早期に発見できるよう、県が実施するサーベイランス・情報収集体制に協力する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民、医療関係者に準備を促す。 5) 検疫等により国内発生を遅らせている間に、県と協力して医療機関等への情報提供、予防接種体制の確立等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化等

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、必要に応じて市対策連絡会議を開催し、発生状況の情報収集、共有、分析を行い、今後の市の対応方針について協議する。

(2) 情報収集・提供

① 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランスの強化等

県が行う、学校等におけるインフルエンザ等の症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖）把握に引き続き協力し、医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係機関と情報共有を図る。

③ 情報提供

(a) 市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市公式ホームページ・安心安全情報メール等を活用し、詳細に分かりやすく、速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

(b) 市対策連絡会議を設け、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。対策の実施主体となる関係部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策連絡会議等で調整する。

④ 情報共有

(a) 国、県、市、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を行う。問合せ窓口での情報を庁内各部と共有する。

(b) 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

⑤ 相談窓口

市民からの問い合わせに対応する相談窓口を開設する。

(3) 予防・まん延防止

① 感染対策の実施

(a) 市民、学校、事業者等に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及を図る。

(b) 公共施設に手指消毒液（窓口）、手洗い石鹸（トイレ）等対策物品を置く。

(4) 予防接種

① 特定接種

国及び県と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

(a) 国及び県と連携して、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

(b) 国の要請により、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、県が設置する帰国者・接触者相談センターを通じて新型インフルエンザ等専用外来（以下「専用外来」という。）を受診するよう周知する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

① 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生期（市内・県内未発生）

状況：
・ 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内・県内での発生がない状態。
目的：
1) 市内での発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方：
1) 国内で発生した場合の状況等により国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が集約した国内外の情報を市民や医療関係者に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、県と連携を図り対応する。 5) 市内での発生及び市内・県内感染拡大期への移行に備えて、県と協力し医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化等

(a) 国内において、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市対策連絡会議を開催し、情報の収集・共有を図るとともに、全庁一体となった対策を推進する。

(b) 必要に応じて、市対策本部を立ち上げる。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を設置する。

(2) 情報収集・提供

① 情報収集

海外・国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランスの強化等

県が行う、学校等におけるインフルエンザ等の症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖）把握に引き続き協力し、医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係機関と情報共有を図る。

③ 情報提供

(a) 市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外での発生状況と具体的対策等の情報を速やかに提供する。

(b) 市民からの相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、必要に応じ、市民の不安に対応するための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

④ 情報共有

(a) 国、県、他市町村、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、庁内各部との情報共有により対策方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(b) 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

⑤ 相談窓口

市民からの問い合わせに対応する相談窓口を継続する。

(3) 予防・まん延防止

① 感染対策の実施

(a) 市民、学校、事業者等に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及を図る。

(b) 公共施設に手指消毒液（窓口）、手洗い石鹸（トイレ）等対策物品を置く。

(c) 関係機関に予防・まん延対策物品を配布する。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として、緊急事態宣言がされているときは、必要に応じ、以下の対策を行う。

(a) 外出制限

特措法第45条第1項に基づき、県が住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに、協力する。

(b) 施設の使用制限

特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに、適宜協力する。

(4) 予防接種

① 特定接種

国及び県と連携し、市職員のうち、あらかじめ接種対象者として決定した者に対して、引き続き特定接種を行う。

② 住民接種

国が決定した市民への接種順位の基本的考え方に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種として住民接種を実施する。接種の実施に当たり、国及び県と連携して、公共施設・学校など公的な施設を活用し接種会場を確保するほか、医療機関に委託すること等により、原則として市内に居住する者を対象に集団接種を行う。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

県が、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る専用外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を整備していることを、引き続き周知する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

① 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

(a) 水の安定供給

水を安定かつ適切に供給するため、必要な衛生上の措置等を講じる。

(b) 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携し調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 市内・県内発生早期

状況：
・ 市内・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的：
1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備え、体制を整備する。
対策の考え方：
1) 感染拡大を止めることは困難であるが、市内・県内発生早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。 2) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 市内発生早期の新型インフルエンザ等患者が、適切な医療を受けられるよう県と協力し、医療・相談体制を充実させ、健康被害を最小限にとどめる。 4) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。 5) 感染の拡大に備え、県と協力し医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備などの体制整備を進める。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化

県対策本部と連携を図り、直ちに市対策本部会議を開催し、市内・県内発生早期の対策を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を設置する。

(2) 情報収集・提供

① 情報収集

引き続き、海外・国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

国内発生期（市内・県内未発生）に引き続き、県が行う、新型インフルエンザ等患者の全数把握、学校等での集団発生の把握に協力し、医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係機関と情報共有を図る。

③ 情報提供

(a) 市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外での発生状況と具体的対策等の情報を速やかに提供する。

(b) 市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を県と連携し適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

(c) 市民からの相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、必要に応じ、地域における市民の不安に対応するための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

④ 情報共有

(a) 引き続き、国、県、他市町村、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、庁内各部との情報共有により対策方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

- (b) 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

⑤ 相談窓口

市民からの問い合わせに対応する相談窓口を継続・強化する。

(3) 予防・まん延防止

① 市内での予防・まん延防止

- (a) 市は、市民や事業者等に対して、県とともに次の要請を行う。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。

学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。

また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

オ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

- (b) 公共施設に手指消毒液（窓口）、手洗い石鹸（トイレ）等対策物品を置く。

- (c) 関係機関に予防・まん延対策物品を配布する。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として、緊急事態宣言がされているときは、必要に応じ、以下の対策を行う。

(a) 外出制限

特措法第45条第1項に基づき、県が住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに、協力する。

(b) 施設の使用制限

特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに、適宜協力する。

また、特措法第24条第9項に基づき、県が学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。

(4) 予防接種

① 特定接種

国及び県と連携し、市職員のうち、あらかじめ接種対象者として決定した者に対して、引き続き特定接種を行う。

② 住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

① 医療体制の周知

県が実施している医療体制について、専用外来による診療、一般医療機関への診療体制への切り替え、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制等、最新の情報を市民に周知する。

② 在宅療養する患者等への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

① 事業者への対応

県とともに、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

② 市民・事業者への呼び掛け

県とともに、市民に対して食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(a) サービス水準に係る市民への呼び掛け

県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

(b) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(c) 水の安定供給

水を安定かつ適切に供給するため、必要な衛生上の措置等を講じる。

(d) 要援護者への生活支援

国及び県の要請に応じ、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、）、搬送、死亡時の対応を行う。

(e) 埋葬・火葬の特例等

国及び県の要請を受け、市内の火葬炉について、可能な限り稼働させる。

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国及び県の要請に応じ、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

5 市内・県内感染拡大期

状況：
・ 市内・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
目的：
1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方：
1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2) 市内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 県とともに、医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化

県対策本部と連携を図り、市対策本部会議を開催し、全庁一体となった対策を推進する。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

(a) 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を設置する。

(b) 市対策本部は、政府対策本部、県策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要に応じて、県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(c) 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報収集・提供

① 情報収集

引き続き、海外・国内での新型インフルエンザ等に関する情報を、国及び県等を通じて収集する。

② サーベイランス

県が行う、サーベイランスに協力し、医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係機関と情報共有を図る。

③ 情報提供

(a) 市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外での発生状況と具体的対策等の情報を速やかに提供する。

(b) 市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を県と連携し適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

(c) 市民からの相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、必要に応じ、地域における市民の不安に対応するための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

④ 情報共有

(a) 引き続き、国、県、他市町村、関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、庁内各部との情報共有により対策方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(b) 国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

⑤ 相談窓口

引き続き、市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口の体制を継続する。

(3) 予防・まん延防止

① 市内での予防・まん延防止

(a) 市は、市民や事業者等に対して、県とともに次の要請を行う。

ア 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。

学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。

また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

オ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

(b) 公共施設に手指消毒液（窓口）、手洗い石鹸（トイレ）等対策物品を置く。

(c) 関係機関に予防・まん延対策物品を配布する。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として、緊急事態宣言がされているときは、必要に応じ、以下の対策を行う。

(a) 外出制限

特措法第45条第1項に基づき、県が住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに、協力する。

(b) 施設の使用制限

特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに、適宜協力する。

また、特措法第24条第9項に基づき、県が学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。

(4) 予防接種

① 住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

① 在宅療養する患者等への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、特措法第48条第2項の規定により、県が必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととする。その際は、事前に市と県で協議を行うことを基本とする。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

① 事業者への対応

県とともに、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

② 市民・事業者への呼び掛け

県とともに、市民に対して食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(a) サービス水準に係る市民への呼び掛け

県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

(b) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 県とともに、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(c) 水の安定供給

水を安定かつ適切に供給するため、必要な衛生上の措置等を講じる。

(d) 要援護者への生活支援

国及び県の要請に応じ、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、）、搬送、死亡時の対応を行う。

(e) 埋葬・火葬の特例等

国及び県の要請を受け、市内の火葬炉について、可能な限り稼働させる。

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国及び県の要請に応じ、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、国が定める当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等に関する特例の手続きを行う。

6 小康期

状況：
・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的：
1) 市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方：
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

① 実施体制の変更

国が特措法第32条第5項に定める新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行ったときは、同法34条第1項に基づく市対策本部は廃止する。

ただし、政府対策本部及び県対策本部が継続されている間は継続するものとし、国等から「小康期」が宣言され、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、市対策本部を廃止する。

(2) 情報収集・提供

① 情報収集

引き続き、海外・国内での新型インフルエンザ等に関する情報を、国及び県等を通じて収集する。

② サーベイランス

県が行う、サーベイランスに協力し、医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係機関と情報共有を図る。

③ 情報提供

(a) 市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(b) 市民からの相談窓口等に寄せられた問合せ、関係機関等から寄せられる情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しをする。

④ 情報共有

国及び県や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

⑤ 相談窓口

状況を見ながら、相談窓口を縮小する。

（３）予防・まん延防止

① 市民や関係者に対する要請等

学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の対策を行っていた場合、それらの縮小・中止を検討し、周知する。

② 予防・まん延対策物品の補充

流行の第二波に備え、予防・まん延対策物品の補充を行う。

（４）予防接種

① 住民接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

（５）医療

① 緊急事態宣言がされている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、必要に応じ、市内・県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

（６）市民生活及び地域経済の安定の確保

① 市民・事業者への呼び掛け

必要に応じ、引き続き県とともに、市民に対して食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、国及び県と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【参考：県行動計画より】

別表 1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

別表 1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字 情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	ー	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	ー	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	ー	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	(農林水産省) (経済産業省)

別表 1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

(注 2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注 3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分 1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分 3：民間の登録事業者と同様の職務

区分 1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	県
県対策本部の事務	区分 1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分 1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	県 市町村
地方議会の運営	区分 1	県 市町村

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	(法務省)
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫 支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2	(防衛省)

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（県、市町村）

別表２ 病原性による医療の対策の選択について（概要）

【参考：県行動計画より】

別表２ 病原性による医療の対策の選択について

実行する対策				
病原性	病原性が不明又は病原性が高い場合		病原性が低い場合	
発生段階	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降
相談体制	帰国者・接触者相談センター	—	—	—
	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等
外来診療体制	専用外来	—	—	—
	専用外来以外の医療機関では、新型インフルエンザ等の患者の診療を原則として行わない	一般医療機関 新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定
	全ての患者に関する届出	—	—	—
	—	電話再診患者のファクシミリ等処方	—	必要に応じて、電話再診患者のファクシミリ等処方
	—	—	—	—
入院診療体制	入院措置	—	—	—
	全ての患者が入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療
	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策
	—	待機的入院、待機的手術の自粛	—	待機的入院、待機的手術の自粛
	—	定員超過入院	—	定員超過入院
要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	—	—
検査体制	全疑似症患者にPCR検査等	—	—	—
	疑似症患者以外については、都道府県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等
予防投与	抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	患者の同居者については、効果等を評価した上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	—	—
情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供

用語解説（50音順）

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センター。県民や市民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

○ 新型インフルエンザ等専用外来

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感

染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○ 新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 相談窓口

県や市が、市民からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、市民に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市）広範な内容にも対応する。

○ 致命率

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）にり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

○ り患率 *政府行動計画では「発病率」

流行期間中にその疾病にり患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者の割合。

春日部市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 7 年 3 月 発行

編集・発行 春日部市健康保険部健康課
〒344－8577 春日部市中央六丁目 2 番地
電 話 番 号 048－736－1111